

# 告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定による監査を実施したので、同条第九項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成二十三年七月一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

## 第1 監査の概要

### 1 監査テーマ

高額機器の管理及び活用状況について

### 2 監査の目的

県では、多様な県民ニーズに応えるため、医療用機器や試験検査機器、事務用機器など各種機器を導入し、幅広い行政需要に対応している。

地方公共団体にバランスシートの作成を含む新たな公会計の導入が進む中、保有資産に関する情報を正確に把握し、記録管理することの必要性が高まっている。また、厳しい財政状況が続いており、高額な機器の適正な管理や一層の有効利用が求められる。

県が保管する物品の取得、管理及び処分等の状況については、定期監査においても監査を行っており、物品の調達や管理方法に適正を欠く事例が見受けられる。

こうしたことから、県が保管する高額機器の適正管理及び有効利用に資するため、管理及び活用の状況について監査を実施する。

### 3 監査対象機器の選定

平成22年9月1日現在で保管している機器のうち、購入によるものにおいては取得価格が1,000万円以上のもの、賃貸借によるものにおいては平成22年度分の契約額が200万円以上のものを監査対象として選定した。監査対象機器数は914品となった。

なお、機器とは、機械、器械、器具の総称であり、美術品、標本、動物、自動車、机及びこれらに類する物品は除いた。

### 4 監査対象機関

前記3で選定した監査対象機器を保管する機関を対象とし、監査に当たり別添の行政監査調査票への記入を依頼するとともに、必要に応じて実地調査を行った。監査対象課所は16部局140課所となった。

なお、部局別機器数及び金額並びに課所別機器数は、表-1、表-2のとおりである。

### 5 監査の着眼点

次の着眼点に基づき監査を行った。

- ( 1 ) 選定及び導入方法は適切か。
  - ア 導入の目的及び必要性は十分に検討されているか。
  - イ 機種を選定は適切に行われているか。
  - ウ 導入方法はどのように検討されたか。
- ( 2 ) 利用状況はどうか。
  - ア 利用計画に照らして、使用頻度の少ないものはないか。
  - イ 未稼働、遊休となっているものはないか。
- ( 3 ) 導入目的は達成されているか。
  - ア 事業を推進する上での効果はどうか。
  - イ 事務の効率化が図られているか。
  - ウ 県民サービスの向上に寄与しているか。
- ( 4 ) 適正に管理されているか。
  - ア 財務規則に基づく適切な管理が行われているか。
  - イ 保管状況は適切か。
  - ウ 点検、整備は適切に行われているか。

部局別機器数及び金額

表 - 1

(単位:品、千円)

部 局 名	数量	取得価格	購入	1千万円 以上～ 2千万円 未満	2千万円 以上～ 5千万円 未満	5千万円 以上	賃貸借 契約金額	賃借	2百万円 以上～ 4百万円 未満	4百万円 以上～ 1千万円 未満	1千万円 以上
	品	千円	品	品	品	品	千円	品	品	品	品
企画財政部	23	27,884	1	0	1	0	692,497	22	6	7	9
総務部	19	158,428	6	5	0	1	586,532	13	2	4	7
県民生活部	24	292,869	22	21	1	0	18,979	2	0	1	1
環境部	36	679,989	35	25	10	0	37,191	1	0	0	1
福祉部	27	777,019	24	13	6	5	15,935	3	1	2	0
保健医療部	18	247,573	9	2	6	1	35,095	9	6	3	0
産業労働部	112	4,276,397	105	60	34	11	47,149	7	4	2	1
農林部	15	238,697	14	11	3	0	2,228	1	1	0	0
県土整備部	14	284,822	9	2	7	0	73,750	5	0	1	4
都市整備部	5	61,392	4	4	0	0	4,309	1	0	1	0
企業局	17	304,491	17	14	3	0	0	0	0	0	0
病院局	282	10,268,762	276	129	108	39	50,078	6	0	5	1
下水道局	3	28,434	2	2	0	0	2,154	1	1	0	0
議会事務局	1	12,901	1	1	0	0	0	0	0	0	0
教育局(県立学校を除く)	42	1,319,660	20	9	6	5	803,751	22	2	2	18
県立学校	180	2,481,338	172	155	16	1	78,383	8	1	3	4
警察本部	96	216,272	10	8	1	1	3,143,943	86	22	24	40
合 計	914	21,676,928	727	461	202	64	5,591,974	187	46	55	86

課所別機器数

表 - 2

(単位 品)

	課 所 名	購 入	賃 貸 借
1	財政課		1
2	情報企画課		4
3	システム管理課	1	17
3	企画財政部合計	1	22
1	文書課	5	1
2	総務事務センター		4
3	税務課		5
4	入札企画課		2
5	入札審査課		1
6	県営競技事務所	1	
6	総務部合計	6	13
1	広聴広報課		1
2	NPO活動推進課	3	
3	文化振興課	15	
4	男女共同参画推進センター		1
5	消費生活支援センター	4	
5	県民生活部合計	22	2
1	大気環境課		1
2	環境科学国際センター	35	
2	環境部合計	35	1
1	社会福祉課		2
2	こども安全課		1
3	総合リハビリテーションセンター	24	
3	福祉部合計	24	3
1	健康づくり支援課	1	
2	食品安全課		1
3	衛生研究所	8	8
3	保健医療部合計	9	9
1	産業拠点整備課	12	3
2	計量検定所	1	
3	産業技術総合センター	58	
4	産業技術総合センター 北部研究所	5	
5	中央高等技術専門学校	12	1
6	川口高等技術専門学校	7	
7	川越高等技術専門学校	3	2
8	熊谷高等技術専門学校	5	1
9	春日部高等技術専門学校	1	

	課 所 名	購 入	賃 貸 借
10	職業能力開発センター	1	
10	産業労働部合計	105	7
1	生産振興課	1	
2	農村整備課		1
3	秩父農林振興センター	1	
4	農林総合振興センター	2	
5	農林総合振興センター水田農業研究所	2	
6	農林総合振興センター園芸研究所	6	
7	川越家畜保健衛生所	1	
8	熊谷家畜保健衛生所	1	
8	農林部合計	14	1
1	建設管理課		5
2	道路環境課	1	
3	朝霞県土整備事務所	1	
4	北本県土整備事務所	1	
5	川越県土整備事務所	1	
6	飯能県土整備事務所	1	
7	秩父県土整備事務所	3	
8	越谷県土整備事務所	1	
8	県土整備部合計	9	5
1	都市整備政策課	4	
2	建築安全課		1
2	都市整備部合計	4	1
1	財務課	1	
2	大久保浄水場	1	
3	庄和浄水場	1	
4	新三郷浄水場	3	
5	吉見浄水場	1	
6	水質管理センター	10	
6	企業局合計	17	
1	循環器・呼吸器病センター	90	1
2	がんセンター	101	3
3	小児医療センター	78	2
4	精神医療センター	7	
4	病院局合計	276	6
1	下水道管理課		1
2	荒川左岸北部下水道事務所	2	
2	下水道局合計	2	1
1	総務課	1	
1	議会事務局合計	1	
1	総務課		2

	課 所 名	購 入	賃 貸 借
2	県立学校人事課		2
3	高校教育指導課		13
4	特別支援教育課		1
5	生涯学習文化財課	14	
6	総合教育センター深谷支所		2
7	浦和図書館		1
8	久喜図書館	2	
9	文書館	3	
10	小川げんきプラザ		1
11	大滝げんきプラザ	1	
11	教育局合計（県立高校を除く）	20	22
1	いずみ高校	4	
2	人間向陽高校	1	
3	岩槻高校	1	
4	岩槻商業高校	2	
5	浦和北高校	1	
6	浦和工業高校	12	
7	浦和商業高校	1	
8	大宮工業高校	7	
9	大宮商業高校	2	
10	大宮南高校	1	
11	春日部工業高校	7	
12	川口工業高校	9	
13	川越工業高校	7	
14	久喜工業高校	7	1
15	久喜北陽高校	3	
16	熊谷工業高校	10	
17	熊谷商業高校	2	
18	熊谷農業高校	6	
19	芸術総合高校		1
20	鴻巣女子高校	2	
21	越谷総合技術高校	4	
22	越谷南高校	2	
23	児玉白楊高校	8	
24	幸手商業高校	2	
25	狭山経済高校	3	
26	狭山工業高校	9	
27	進修館高校	7	
28	杉戸農業高校	1	
29	玉川工業高校	7	1
30	秩父農工科学高校	18	1

	課 所 名	購 入	賃 貸 借
32	所沢商業高校	2	
33	戸田翔陽高校		1
34	滑川総合高校		1
35	南稜高校	1	
36	新座総合技術高校	6	
37	羽生実業高校	3	
38	深谷商業高校	2	
39	福岡高校	1	
40	富士見高校	1	
41	三郷工業技術高校	3	1
42	妻沼高校	1	
43	八潮南高校	1	
44	和光国際高校	1	
45	蕨高校	1	
46	越谷特別支援学校	1	
47	さいたま桜高等学園	1	
48	塙保己一学園		1
48	県立学校合計	172	8
1	文書課		1
2	情報管理課		31
3	会計課		3
4	施設課		1
5	地域課	1	3
6	通信指令課	1	13
7	自動車警ら隊		1
8	刑事総務課		3
9	捜査第三課		1
10	鑑識課	1	1
11	科学捜査研究所	3	7
12	組織犯罪対策課		1
13	交通指導課	3	3
14	交通捜査課	1	2
15	交通規制課		4
16	運転免許課		8
17	運転免許試験課		2
18	災害対策課		1
18	警察本部合計	10	86
140	総 合 計	727	187



## 第2 監査結果

### 1 機器管理等の概要

#### (1) 監査対象機器の状況について

監査基準日における県が保管している機器は、購入価格1,000万円以上の機器が727品、賃貸借契約額200万円以上の機器が187品であった。監査対象機器は、購入、賃貸借合計914品である。

金額別にみると、購入機器(監査対象機器に限る。以下同じ。取得価格合計216億7,692万8千円)では、購入金額1,000万円以上2,000万円未満の機器が461品(購入機器に占める割合63.4%)、2,000万円以上5,000万円未満の機器が202品(同27.8%)、5,000万円以上の機器が64品(同8.8%)となっている。

また、賃貸借機器(監査対象機器に限る。以下同じ。平成22年度使用料合計55億9,197万4千円)では、平成22年度分の契約額200万円以上400万円未満の機器が46品(賃貸借機器に占める割合24.6%)、400万円以上1,000万円未満の機器が55品(同29.4%)、1,000万円以上の機器が86品(同46.0%)となっている。

部局別にみると、購入機器及び賃貸借機器の品数では病院局が282品(30.9%)と最も多く、次いで教育局(県立学校を含む。)222品(24.3%)、産業労働部が112品(12.3%)で、この3部局で全体の約70%を保管している。

#### (2) 行政監査調査票の集計結果について

##### ア 年度別導入件数及び金額

導入年度を「昭和63年度以前」、「平成元年度から平成10年度」、「平成11年度から平成17年度」、「平成18年度以降」に区分し、件数及び金額を集計した。購入機器では、「昭和63年度以前」が69品(購入機器に占める割合9.5%)、13億3,401万1千円(同6.2%)、「平成元年度から平成10年度」275品(同37.8%)、75億9,834万4千円(同35.0%)、「平成11年度から平成17年度」223品(同30.7%)、86億9,387万6千円(同40.1%)、「平成18年度以降」160品(同22.0%)、40億5,069万7千

円(同18.7%)となっている。

また、賃貸借機器では、「平成11年度から平成17年度」33品(賃貸借機器に占める割合17.6%)、6億8,908万2千円(同12.3%)、「平成18年度以降」154品(同82.4%)、49億289万2千円(同87.7%)であった。

#### イ 導入目的

導入目的では、「事業の推進」が812品(88.8%)であり、「事務の効率化」が84品(9.2%)、「県民サービスの向上」が8品(0.9%)となっている。

また、「事業の推進」としたものでは、「医療用」が275品、「教育・研修用」が260品、「試験・研究用」が184品となっている。

#### ウ 銘柄選定数

銘柄選定では、導入に当たって「1銘柄を指定したもの」が90品(9.8%)であり、「2銘柄以上のもの」が256品(28.0%)となっている。また、導入年度が古く「銘柄の選定数が不明なもの」が568品(62.2%)であった。

「1銘柄に指定したもの」の理由については、「他と比べて特に優れているため」が28品(31.1%)、「銘柄が一つしかない」が20品(22.2%)であった。

#### エ 賃貸借との比較及び賃貸借とした理由

購入により導入したもののうち、賃貸借との比較検討が行われたものは37品(5.1%)であった。

また、賃貸借により導入した理由としては、「機器の性能が日進月歩するため」が159品(85.0%)、「購入する予算がない」11品(5.9%)となっている。

#### オ 利用状況

利用率は、0%のものが88品(9.6%。災害対応用機器5品を含む。)、0%超~25%のものが48品(5.3%)、25%超~50%のものが24品(2.6%)、50%超~75%のものが67品(7.3%)、75%超のものが687品(75.2%)となっている。

利用率50%以下のものは160品で、利用率が低い理由は「計画に反して需要が少ない」が24品、「機器が陳腐化している」が49品、「操

作員がいない(少ない)」が14品となっている。

なお、利用率は、利用計画又は利用可能日数等に対する利用実績の割合で算出している。

#### カ 導入効果

導入効果では、「あまり効果がなかった」1品(0.1%)、「ある程度効果があった」が121品(13.2%)、「十分に効果があった」が791品(86.6%)、「導入したばかりで未使用のため不明」が1品(0.1%)となっている。

#### キ 保守点検委託料

保守点検委託料の年間支出額では、「500千円以下」18品(2.0%)、「500千円超～1,000千円以下」28品(3.1%)、「1,000千円超」86品(9.4%)であり、支出のない機器が782品(85.5%)であった。

#### ク 修繕費

修繕費では、年間の修繕回数が「1回」83品(9.1%)、「2回」37品(4.1%)、「3回以上」47品(5.1%)であり、全く修繕を行っていない機器が747品(81.7%)であった。

また、年間修繕費の支出については、「100千円以下」37品(4.0%)、「100千円超～500千円以下」54品(5.9%)、「500千円超」51品(5.6%)であり、支出のない機器が772品(84.5%)であった。

#### ケ 更新計画

更新計画については、「有」503品(55.0%)、「無」411品(45.0%)であった。

また、更新計画が有の場合の更新年度については、「平成23年度」72品(14.3%)、「平成24年度以降」383品(76.2%)、「その他」48品(9.5%)であった。

調査結果集計表

表 - 3

1 導入年度別件数及び金額

(単位 件、千円)

		昭和63年度以前		平成元年度～10年度		平成11年度～17年度		平成18年度以降	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
購入等	件数	69	9.5%	275	37.8%	223	30.7%	160	22.0%
	金額	1,334,011	6.2%	7,598,344	35.0%	8,693,876	40.1%	4,050,697	18.7%
賃貸借	件数	0	0.0%	0	0.0%	33	17.6%	154	82.4%
	金額	0	0.0%	0	0.0%	689,082	12.3%	4,902,892	87.7%

2 設置保管場所

所管課所の管理施設内		他の県有施設		県有施設以外	
件数	割合	件数	割合	件数	割合
810	88.6%	103	11.3%	1	0.1%

3 導入目的

(1)事業の推進		(2)事務の効率化		(3)県民サービスの向上		(4)その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
812	88.8%	84	9.2%	8	0.9%	10	1.1%

(1)の事業の内容

試験・研究用		医療用		教育・研修用		その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
184	22.7%	275	33.9%	260	32.0%	93	11.4%

4 銘柄選定数

(1)1銘柄		(2)2銘柄以上		(3)不明	
件数	割合	件数	割合	件数	割合
90	9.8%	256	28.0%	568	62.2%

(1)の場合の理由

銘柄が一つしかない		他と比べ優れている		その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合
20	22.2%	28	31.1%	42	46.7%

5 賃貸借とした理由

機器の性能が日進月歩		購入する予算がない		短期間の使用のため		その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
159	85.0%	11	5.9%	1	0.5%	16	8.6%

6 購入時における賃貸借の可能性の検討

検討していない		検討した		無回答	
件数	割合	件数	割合	件数	割合
476	65.5%	37	5.1%	214	29.4%

7 利用状況

0%		0%超～25%		25%超～50%		50%超～75%		75%超	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
88	9.6%	48	5.3%	24	2.6%	67	7.3%	687	75.2%

利用率が50%以下の場合の理由

計画に反し需要少ない		機器が陳腐化している		操作員がいない(少ない)		その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
24	15.0%	49	30.6%	14	8.8%	73	45.6%

利用状況の記録(全体)

記録あり		記録なし	
件数	割合	件数	割合
591	64.7%	323	35.3%

H22の使用実績

使用実績あり		使用実績なし	
件数	割合	件数	割合
810	88.6%	104	11.4%

利用状況の記録(利用率50%以下)

記録あり		記録なし	
件数	割合	件数	割合
74	46.2%	86	53.8%

災害用		学科の廃科	
件数	割合	件数	割合
5	5.7%	4	4.5%

利用率が0%の場合の理由(複数回答)

故障		陳腐化		必要性の低下		研究・事業の終了		操作員の退職	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
24	27.3%	55	62.5%	27	30.7%	23	26.1%	7	8.0%

8 導入の効果

ほとんど効果なし		あまり効果なし		ある程度効果あり		十分に効果あり		不明(未使用のため)	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0	0.0%	1	0.1%	121	13.2%	791	86.6%	1	0.1%

9 保守点検委託料(年額:千円)

0		～500		～1000		1000超	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
782	85.5%	18	2.0%	28	3.1%	86	9.4%

10 修繕回数

0		1		2		3以上	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
747	81.7%	83	9.1%	37	4.1%	47	5.1%

金額(年額:千円)

0		～100		100超～500		500超	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
772	84.5%	37	4.0%	54	5.9%	51	5.6%

11 備品出納簿への記載

あり		なし	
件数	割合	件数	割合
907	99.2%	7	0.8%

セット品の機器内訳の記載(利用率50%以下)

あり		なし	
件数	割合	件数	割合
43	50.0%	43	50.0%

12 更新計画

有		無	
件数	割合	件数	割合
503	55.0%	411	45.0%

有の場合の更新年度

平成23年度		平成24年度以降		その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合
72	14.3%	383	76.2%	48	9.5%

### (3) 監査所見

#### ア 選定及び導入方法

##### (a) 導入目的、必要性の検討について

導入目的、必要性の検討は、予算要求過程において、各課所あるいは必要に応じて各部局レベルで行われている。

しかしながら、県民ニーズとのミスマッチにより導入当初からあまり利用されていない機器や、導入時においてこそニーズが高かったものの短期間で利用率が低下した機器があった。

(事例)

- ・ 導入当初から利用率が10%以下の県民貸与用の機器
- ・ 特定の大規模なイベントのために導入し数回使用した後、全く使用されていない機器

##### (b) 機種を選定について

導入に当たっては、原則として2銘柄以上を選定し、概ね競争性が確保されていると認められた。

また、1銘柄を指定した事例においては、各部局の物品銘柄選定検討委員会への付議などの手続が概ね適切に行われているものと認められた。

##### (c) 導入方法の検討について

「購入」した機器においては、「賃貸借」の可能性を検討していないものが90%を超えており、購入と賃貸借の比較検討は十分には行われていない状況が認められた。

また、導入方法を「賃貸借」とした機器においては、その理由を「機器の性能が日進月歩」であるためとしているものが約85%であった。一方、「購入する予算がない」ためとしているものが約6%あり、一部に機器の特性以外の理由で「賃貸借」が選択されているものが認められた。

#### イ 利用状況

##### (a) 利用率が低い機器について

大半の機器については、利用率が高く有効に活用されていると認められた。

しかしながら、利用率が50%以下にとどまっている機器が160品

(約18%)あった。

利用率が低い理由としては、「機器の陳腐化や需要が少ない」、「操作員がいない(又は少ない)」などが上げられ、以下のような事例が見受けられた。

(事例)

- ・ コンピューター機器のOSが古く利用率が低くなっている機器
- ・ 当時の社会的問題に対応するため試験研究機関で導入したが、一定期間で問題が終息し必要性が薄れた機器
- ・ 試験研究機関において研究目的で導入し、研究終了後は企業への機器開放や受託研究などに目的を代えて利用しているものの、利用率が低くなっている機器
- ・ 操作員が退職や人事異動による転出をした後の補充がなく利用率が低くなっている機器

(b) 未稼働、遊休となっている機器について

平成21年度の利用実績が全くない機器は88品で全体の約10%(取得価格合計:約18億円)であった。

利用がない理由としては、機器の陳腐化、必要性の低下、故障、研究や事業の終了などであり、以下のような事例が見受けられた。

また、機器の中には、導入時に想定した使用年数よりも短期間で遊休状態となっている機器も見受けられた。

(事例)

- ・ コンピューター機器のOSが古く利用できないもの
- ・ 操作できる職員が人事異動等により欠けたため利用されていない機器
- ・ 大規模なイベントが終了した後、全く使用されていない機器
- ・ 試験研究機関で、研究の終了により遊休状態となっている機器
- ・ 高等学校の統廃合により、科目がなくなったために使用していない機器
- ・ 故障、陳腐化等により最近数年間全く使用されていないが、当該機器を除去しなくても施設運営上支障がない等のため、処分等の事務処理がされていないもの
- ・ セット(一式)品で、一部に利用可能な物品があるため処分等の事務処理をせずに、当該利用可能な物品のみを目的外で使用している機器
- ・ 機器が施設の一部となっており、当該機器の廃棄に当たり施設の取

壊し等を要するため、処分経費が多額となることから廃棄できないもの

- ・ 処分経費が確保できないため廃棄できない機器

#### (c) 利用状況の記録について

機器ごとに利用記録簿を備えるなど利用状況に関する記録については、約35%が実施していなかった。また、利用率が低い(50%以下)機器に限ると約54%が利用状況を記録していない状態であった。

#### ウ 導入目的の達成について

導入の効果は、多くの機器で定量的に示すことが困難であり、その評価は難しい。各課所では、自己評価でほとんどの機器について効果があったとしている。

試験・研究機関においては、試験・研究用機器を用いて、各種の行政検査実施のほか、企業による利用、特許権の取得あるいは研究成果の論文発表も行われている。

しかしながら、機器を導入したものの操作員の配置が十分でなく、期待された効果を得られない機器も見受けられた。

また、導入後一定期間は本来の機能を発揮し目的を達成したが、更新予算がない等のため、機器が陳腐化したまま非効率な利用がなされ十分な効果が得られていないものもあった。

#### エ 適正な管理について

##### (a) 財務規則等に基づく管理について

一般会計等(特別会計(公営企業会計を除く。))を含む。)所管の機器において、全ての機器が備品出納簿等へ記載されていた。

賃貸借機器を固定資産としていない公営企業会計所管の機器においては、購入機器については全て固定資産台帳に記載されていた。しかしながら、定期的な現物実査が一部実施されておらず、既に現物が廃棄処分済みであるにもかかわらず、固定資産台帳には記載されたままの機器も見受けられた。

また、セット(一式)品について、備品出納簿等への記載が「一式」とあるのみで、構成する機器の内訳が記載されていない事例が多数認められた。



(b) 保管状況について

平成21年度に利用実績がない機器について、以下のような事例が見受けられた。

(事例)

- ・ 故障、陳腐化等により最近数年間全く使用されていないが、当該機器を除去しなくても施設運営上支障がない等のため、処分等の事務処理がされていないもの(再掲)
- ・ 機器が施設の一部となっており、当該機器の廃棄に当たり施設の取壊し等を要するため、処分経費が多額となることから廃棄できないもの(再掲)
- ・ 処分経費が確保できないため廃棄できない機器(再掲)
- ・ 庁舎(学校)等のスペースを不用となった機器が占有し、施設の有効活用の面で課題が認められたもの

(c) 点検、整備について

点検、整備では、修繕費予算の確保を課題として挙げている課所があった。また、機器の老朽化・陳腐化に対応した計画的な更新を課題としている課所も多く見受けられた。

## 2 監査意見

### (1) 導入に際しての十分な検討について

#### ア 必要性、費用対効果について

厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用することが求められる。

このため、機器導入に際しては、県民ニーズや事業内容等への適合性を的確に見極めるとともに費用対効果を十分に吟味することが必要である。

また、社会環境の変化の趨勢を見据え、物理的な耐用年数のみならず社会的な耐用年数を考慮した上で使用可能期間を設定するなど、計画外の短期間に必要性が低下し利用されなくなるようなことがないようにする必要がある。

#### イ 導入方法について

事業の内容や実施期間、機器の特性や使用期間を考慮し、経済性、効率性の両面から、「購入」又は「賃貸借」をさらに慎重に検討されたい。また、自ら機器を保有せず、業務を委託するなどの代替策も合わせて比較検討する必要がある。

### (2) 機器の有効活用について

#### ア 計画的な更新について

コンピューターの技術革新は著しく、数年でその機能は陳腐化している。機器の機能を十分に発揮させるために、技術革新のスピード等を考慮した計画的な更新を進める必要がある。

#### イ 運用体制の整備について

試験研究機関等における機器の有効活用には、操作を行う職員体制が重要である。機器の導入に当たっては、職員の操作技術の修得を含めた運用体制の整備に留意する必要がある。

#### ウ 「遊休備品の登録・再利用」の制度化について

現在、各課所で保有する遊休状態の備品の情報は、当該課所限りでの把握と県庁LAN上の「リサイクル掲示板」への任意の情報提供にとどまっている。

遊休備品の有効活用を一層推進するため、遊休備品の情報を全庁一元的に集約し共有した上で、保管転換等により再利用を図る「遊休備品の

登録・再利用」の制度化を検討する必要がある。

#### エ 利用状況に関する記録の徹底

機器の効果的な活用を図る上で、利用実態の正確な把握は不可欠である。利用促進を図る必要のある高額機器については、利用記録簿を備えるなど適切な把握に努められたい。

### (3) 適正な管理について

新たな公会計制度の整備が進む中、保有資産に関する情報を正確に記録・管理することが必要である。より適切な物品管理の方法を検討されたい。

#### ア 現物実査の徹底について

定期的な現物実査が実施されていないものが一部にあった。現物が廃棄されている機器で台帳に記載されているものも見受けられた。期間を定めて全庁統一的に総点検を行うなど、少なくとも年1回は現物実査が実施されるよう徹底を図られたい。

#### イ セット(一式)品の管理方法の改善について

セット(一式)品について、現行の財務規則では、機器の内訳までの記載は義務付けていないが、「一式」のみの管理では機器の構成内容が特定困難である。このため、個々の機器の現物実査や一部の亡失等の確認が難しくなっている。個々の機器を補助簿に記録することなどを、財務規則等に定める必要がある。

#### ウ 使用不能な備品の除却手続の制度化について

現行の財務規則では、廃棄が物理的に困難なものや処分費用が確保できないものなど、使用できないが廃棄されないままとなっている機器は、廃棄等処分を行うまでは県有備品に位置付ける取扱いとなっている。しかしながら、備品としての機能を喪失している機器については、固定資産の適正な捕捉のためにも、実態に合わせて除却(現物を廃棄しないまま備品管理から除くこと。)する手続の制度化を検討されたい。

#### エ 処分等の適切な事務処理について

故障等のために事実上使用不能となっている機器で特段の支障のないものは、財務規則に従って速やかに不用決定、処分等適切な事務処理をされたい。

#### オ 官公庁オークション等の活用について

保有課所において「売り払いが可能」と判断している使用していない機器の売払いに際しては、できるだけ有利な価格で行うため、インターネット上の官公庁オークション等の活用も検討されたい。

#### おわりに

今回の行政監査は、「高額機器の管理及び活用の状況について」をテーマに試験・研究用、医療用など的高額機器を管理する140機関を対象として、これらの機器が県有財産として適正に管理されているか、有効に活用されているかなどの視点から監査を実施した。

その中で、機器の有効活用に向けた課題やより適切な物品管理の方法を検討する必要性が認められた。関係部局にあっては、改善に向けて積極的な検討を進められたい。

最後に、厳しい財政状況にあって、職員一人ひとりが備品は県の貴重な財産であることを改めて自覚し、機器の適切な管理や有効活用を図るよう期待するものである。



## 11 導入の効果

ア ほとんど効果がなかった

( )

イ あまり効果がなかった

( )

ウ ある程度効果があった

( )

エ 十分に効果があった

( )

## 12 保安全管理（年間）

保守点検

委託料：

\_\_\_\_\_ 千円

修繕

修繕回数：

\_\_\_\_\_ 回

修繕費：

\_\_\_\_\_ 千円

## 12-1 備品出納簿等への記載

ア 有

イ 無

（賃貸借備品含む）

## 13 更新の計画： ア 有（予定 a H23年度 b H24年度以降） イ 無

## 14 利用上の問題点及び対応策（何でも結構ですから、できる限り記載してください。）

---



---



---



---